

広島県告示第六百三十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十一年六月十日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社アルファ

広島市東区中山上二―一七―四

代表取締役 寺川 洋一郎

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二〇）第〇三四六七五号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係わるもの。

（注一）「土木工事業に関する営業」とは、発注者から直接土木一式工事を請け負う営業並びに発注者から直接土木工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十一年六月二十五日から平成二十一年六月二十七日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、広島市から平成二十年十月十四日付けで受注した中山地区下水道築造二〇―二六号工事に關し、受注時点において、従前の建設業に係る許可を失効し、建設業法第三条第一項及び同法施行令第一条の二第一項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が五〇〇万円未満以外の工事を請負った。

このことが、建設業法第二十八条第二項に該当すると認められる。